令和７年度

高槻市立奥坂小学校
いじめ防止基本方針

令和７年５月
高槻市立奥坂小学校

（いじめの定義）

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※１）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※２）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

（いじめ防止対策推進法 第二条）

（いじめの禁止）

「児童は、いじめを行ってはならない」（いじめ防止対策推進法 第四条）

※１「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※２「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様の例】

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　など

ア．法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえること。

※インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

イ．個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断する。

ウ．いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ不登校対策委員会等」を活用して行う。

エ．好意から行った行為が意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織「学校いじめ不登校対策委員会等」で情報を共有する。

オ．いじめの中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

1.　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

本校の教職員は、児童理解を深め、すべての児童が安全に安心して学ぶことができるよう努めます。また、健全な心身の成長及び人格の形成に資する指導を粘り強く行います。

いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることや、「誰もが加害者にも被害者にもなり得る」ものであることを十分認識し、児童が同じ失敗をくり返すことがないよう、一人ひとりの成長につながる指導を行います。

そのため、いじめの早期発見や早期対応に努め、いじめの兆候に気付いた場合は、いじめ不登校対策委員会を中心に、以下の基本認識を持ちながら、児童一人ひとりに応じた指導や支援を組織的に行います。

(ア)　「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を持って対応します。

教職員はいじめという行為はぜったいに許されないという姿勢で指導を行います。

また、いじめをはやし立てたり面白がったりする行為や、周辺で傍観したりする行為はいじめに加担することになり、いじめと同様に許されないという認識のもと、関わったすべての児童が、いじめを受けた児童の思いを汲み取り、人権尊重の立場に立った行動ができるよう継続的な指導を行います。

(イ)　いじめを受けている児童の立場に立ち、早期発見に努めます。

校内の教育相談体制を充実させ、生徒の表面的な言動にとらわれずに、内面の悩みや願いを受け止め、児童の発するサインを見逃さずに鋭敏に感知するよう努めます。

特に学級担任は、自分の学級でもいじめ事象が発生し得るという危機意識を常に持ち、児童の人間関係や生活の状況を日ごろから綿密に観察し、早期発見に努めます。

（ウ）いじめ不登校対策委員会を中心に、組織的な対応を行います。

いじめの兆候に気づいた場合は、速やかに管理職に報告するとともに、いじめ不登校対策委員会が中心となり、正確な事実を明らかにするための調査を組織的に行います。

また、全教職員が連携し、速やかにいじめ行為をやめさせます。

（エ）いじめを受けている児童及び保護者に対する支援を継続して行います。

いじめを受けている児童には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと安全確保に努めます。

また、保護者に事実経過や対策について十分に説明し、保護者の協力も得ながら児童に対する支援を行います。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を継続して行います。

（オ）いじめに関係した児童の保護者と連携し、指導や支援を継続して行います。

いじめの解決のためには保護者が極めて重要な役割を担っておられることから、関係する保護者にも事実経過や学校の指導方針を丁寧に説明します。

特に、児童が過ちに気づき、心から反省し、好ましい人間関係を築けるようになるためには、保護者の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさが必要であることから、保護者との協議を十分に行い、指導方針や内容についての共通理解を図り、連携･協力して指導を行います。

（カ）犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、関係機関と連携して毅然とした指導を行います。

犯罪行為として取り扱うべきいじめが発生した場合や、学校だけで解決が困難な事態が発生した場合は、高槻警察署少年係や茨木少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等と連携して指導を行います。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2. いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、いじめの防止等のため以下の組織を設置する。

(1) 名称

法第２２条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「奥坂小学校いじめ不登校対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

対策委員会は、基本的に、校長、教頭、首席、生活指導担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

(3) 活動

（未然防止・早期発見）… 月１回定例会

ア. 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

イ. 未然防止のための年間指導計画の策定･実施･評価

ウ. 早期発見のための年間指導計画の策定･実施･評価

エ. 教職員の資質向上のための校内研修の計画の策定･実施･評価

オ. 各取組の効果検証

（事案対応）… 緊急に召集

ア. いじめ事案の事実調査

イ. ケース検討会議の開催（指導・支援方針の策定、役割分担）

ウ. 指導･支援の進捗管理

学校いじめ事案対応フローチャート

教師による発見 ／ 本人の訴え･相談 ／ 他の児童生徒の訴え･相談 ／ 保護者の訴え･相談

○ 児童生徒の発するサインをキャッチする
○ 定期的にアンケート等を実施し、実態把握に努める
○ 情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
○ 児童生徒との人間関係を深め、気軽に相談に応じる

いじめ（疑いを含む）の把握

必ず報告

学校いじめ不登校対策委員会主担教員（生活指導担当等）※いじめ対策の要・連絡調整役）

教育指導課 ← 速報 ／ 指導・助言 → 奥坂小学校いじめ不登校対策委員会（原則 24 時間以内に開催）

高槻市学校問題解決チーム派遣（弁護士・警察官 OB・SC・SSW 等）→ 助言 → 奥坂小学校いじめ不登校対策委員会

※専門家派遣

事実関係の把握

① 被害の態様(暴力、言葉等)
② 被害の状況（時､場所、人数等)
③ 集団の構造（被害･加害・傍観）
④ いじめの動機・背景
⑤ 被害児童生徒の様子
⑥ 加害児童生徒の様子（他の問題行動）

指導方針の確認

① 人権侵害であるという視点を持つ
② 被害児童生徒(保護者)の痛みを共感する
③ 被害者にも原因があるという見方は厳禁
④ いじめの背景にも目を向ける
⑤ 集団全体を見据えて指導する
⑥ 指導体制を整えて取り組む
⑦ 対処療法に終わらせない

関係者への指導・援助

・訴えを傾聴
・具体策を示す

・保護者への説明（被害・加害とも）※必ず行う
・保護者との協力体制

被害児童生徒への援助	加害児童生徒への指導	まわりの児童生徒への指導
・心理的事実を受け止める ・具体的援助法を示し、安心させる ・良い点を認め励まし自信を与える ・人間関係の確立・拡大をめざす	・事実関係､背景、理由等の確認 ・不満､不安等の訴えを十分聴く ・被害者のつらさに気づかせる ・課題を克服するための援助を行う ・役割体験を通して所属感を高める	・グループへの指導 ・学級全体への指導

① 観察、継続支援　② 積極的な生徒指導の充実

再発防止に向けての取組

※事後指導

3.　いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

本校では、いじめの防止等のため以下のように取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

（全ての児童への指導）

① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。

② 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校におけるすべての児童の「居場所づくり」と「絆づくり」に努める。

③ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、「特別の教科　道徳」の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、読書活動や、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。

④ 学級（ホームルーム）活動や児童会活動などの場を活用して、児童がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくる。

（いじめを許さない学級経営）

① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教師の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が児童を他の児童によるいじめを助長したりするような言動は厳に慎む。

② グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

（特に配慮を要する児童への支援）

下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア．　発達障がいを含む、障がいのある児童
イ．　海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ児童
ウ．　性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
エ．　東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

＜具体的な取組＞

ア．　絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組の推進【学級・特別活動】
・児童が自ら学級や学校生活の諸問題の解決に取り組む活動を支援する

イ．　わかる授業づくり【各教科】
・相手の意見を聴いて反応し、自分の思いを発言できる授業の創造

ウ．　規範意識の醸成【道徳教育】
・ 他者への思いやりや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる児童を育成する

エ．　児童会活動の活性化【児童会活動】
・ 挨拶運動や廊下を歩こうキャンペーンなど児童たちから元気な呼びかけや学校で安全で安心して過ごせる場となるための実践的態度を身につける

オ．　体験活動の充実【総合学習など】
・ 様々な人々と接する中で、自らを見つめ、課題を見つけ出し、自分の生き方を仲間と共感しながら、主体的に考え、表現できる児童を育成する

カ．　いじめ対応マニュアル（大阪府教育委員会作成）の活用

キ．　インターネット等を通じて行われるいじめに対する学習
・ 児童への情報モラル教育の充実
「J-COM 情報モラル教育出前授業」実施（全学年児童対象）
・ 保護者啓発の充実

ク．　非行犯罪防止教室（５，６年児童対象）
ケ．　いじめ防止等に関する年間計画の作成

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視したりするのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

（問題兆候の把握等）

① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査(年３回)や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。

② 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。

③ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。

④ いじめの問題解決のため、いじめ（疑いを含む）を把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

（全ての児童への指導）

① いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。

② いじめられている児童が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するよう伝える。

③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ１１０番』など校内外の相談窓口を周知する。

（実践的な校内研修の実施）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を年２回以上実施する。

＜具体的な取組＞

ア.　事象交流（毎月）：生活指導・いじめ不登校対策委員会

イ.　いじめ事案の把握

・児童対象　生活アンケート（６月、１１月、１月）
・個人懇談会（５月、７月、１２月）
・学級懇談会・学年懇談会（4 月、９月、２月）
・児童個別チェックシートの活用（随時）

ウ.　いじめ相談体制

・いじめ不登校対策委員会
・他の教育相談窓口の周知
　教育センターの教育相談、はにたんのこどもいじめ１１０番等

エ.　校内研修：生活指導・いじめ不登校対策委員会

・校内研　いじめ防止基本方針について（７月）
・校内研　気になる児童の様子について（２月）

オ.　いじめ防止授業の実施
・6 月に全学年がいじめ防止授業を実施

(3) いじめへの対処　　→【※いじめ事案の対応フローはＰ．５を参照】

（組織的な対応）

① 児童から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談、またアンケート調査にいじめの申告等があった場合には、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日当該情報を速やかに「学校いじめ不登校対策委員会」に報告し、組織的な対応を行う。また、各教職員は、学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保存しておく。

② いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ不登校対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。

③ 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

④ 校長、教頭、首席、生活指導担当等は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

（事実関係の究明）

① いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集を行い、正確な事実関係の把握を迅速に行います。

② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けた児童からの訴えが弱いことを理由に事案を軽視したり、いじめを行った側といじめを受けた側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠いたりすることがないよう努めます。

（いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応）

① いじめを受けた児童から個別に事実関係の聴取を行い、その際には、いじめを受けた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたは悪くない」とはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

③ こころの教室等の教育相談室を設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫したりするなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。

④ いじめを受けた児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。

⑤ いじめを受けた児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え、さらに年度の学級替えを行う際に児童の立場に立った配慮などを検討する。

⑥ いじめを受けた児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめを受けた児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

（いじめを行った児童への指導・措置）

① いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

② いじめを行う児童に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。

③ いじめを行う児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

④ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑤ いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお，加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

⑥ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を

行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりしていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携が積極的に図っていく。

⑦ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

① いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。

② いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) 家庭・地域社会との連携

① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む。

② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫する。

③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関して、学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。特に PTA と学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。

④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。

⑤ いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。

⑥ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するように伝えるとともに、教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ１１０番』など校内外の相談窓口を周知する。

※P. １９の相談窓口

(6) ネット上のいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) 教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）が確認された場合、P.17「教育委員会への報告フローチャート」に従い、直ちに（いじめ事案確認後２４時間以内）「いじめ不登校対策委員会」を開催するとともに、教育委員会へ報告する。

いじめ事案の一報後、速やかに（概ね３日以内）「いじめ事案報告書【発生時報告】」を教育委員会へ提出する。また、対応及び指導後、速やかに（対応後より概ね３日以内）「いじめ事案報告書（【発生時報告】及び【対応報告】）」を教育委員会へ提出する。

(8) いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめを解消とするのではなく、その後の様子を学校全体で丁寧に見守り、下記のア、イをもって、解消とみなします。

ア. いじめの行為が止んでいること

概ね３ヶ月間、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること。

イ．被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめにかかわる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、その後も児童の様子を見守ります。

(9) 重大事態

【重大事態の意味（法第２８条）】

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第２８条第１項）
② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間３０日を目安）欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第２８条第２項）
③ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという訴えがあったとき。（法第２８条第１項附帯決議）

「いじめにより」とは、法第２８条第１項に規定する児童生徒の状況に至る要因が児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

○児童が自殺を企図した場合
○心身に重大な傷害を負った場合
・暴行を受け、足や腕などを骨折した。
・顔面を殴られて、歯が折れた。
○金品等に重大な被害を被った場合
・複数の児童から金品を要求され、総額１０万円を渡した。
・自転車が壊され、ため池に捨てられた。
・スマートフォンを足で踏まれ、液晶画面が割れて壊された。
○精神性の疾患を発症した場合　など
・心的外傷後ストレス障害と病院で診断された。
・欠席が続き、当該校へは登校できないと判断し、他校へ転学した。

②の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」の「相

当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で迅速に調査に着手する。

また 、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

【重大事態への対処】

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア．重大事態（疑いを含める）が発生した旨を、市教育委員会にすみやかに報告する。
イ．市教育委員会と協議の上、事実関係を明確にするための調査を実施する。
ウ．上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【重大事態の調査】

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ（いつ頃から）、②誰から行われ、③どのような態様であったか、④いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、⑤学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
また、いじめと被害の因果関係、及びいじめによる「生命、心身又は財産の被害」の因果関係と被害（程度）の認定を行う。

ア．「精神的な苦痛」「精神性の疾患の発症」等の精神的・心理的被害も調査審議の対象とする。
イ．重大事態の多くは犯罪行為が伴っているケースが想定され、「暴行・傷害・脅迫・恐喝・強要・侮辱・名誉毀損・器物損壊」等の違法行為に該当するかの検証を行う。
ウ．調査においては、行為者や学校関係者を含めた周辺関係者及びいじめを受けた児童に関する行動・対応・心理的経過の検証についても留意する。

【不登校重大事態の調査における留意事項】

この調査においては、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童（以下「対象児童」という。）が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止

に活かすことを目的とする。
具体的には「重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする」ための調査を行う。

ア．不登校重大事態に該当するか否かの判断にあたっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が３０日（目安）に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図る。

イ．いじめ（あるいはいじめの疑い）による欠席が１日でもあった場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。欠席が３日以上継続した場合、または、正当な事由がなく７日以上連続して欠席した場合は、重大事態に至ることも予測し、教育委員会に報告するとともに、踏み込んだ（調査の）準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴き取りの確認、指導記録の記載内容の確認など）を行う。

ウ．調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合やいじめはあったものの相当の期間の欠席（３０日（目安））との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。

エ．不登校重大事態に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童の学　校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きい。したがって、教育委員会が学校問題解決チーム（調査チーム）を派遣すると判断した場合でも、学校は主体的に調査に関わることが重要である。

オ．対象児童の中には、その原因を話したがらない児童もいることを踏まえ、無理に対象児童からの聴き取りを行うのではなく、周囲の児童や教職員等から多角的に情報収集するなど、状況に応じた柔軟な対応が必要である。

カ．調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、関係資料の保存に留意する（アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童が卒業するまでとし、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年とする）。

キ．当該重大事態に係るいじめそのものは一定の解消が図られた場合であっても、引き続き不登校の状況が継続することは少なくない。学校は、対象児童および保護者に対し、調査結果のみならず学校復帰の支援策を提示し、理解を得るよう努める。

教育委員会への報告フローチャート

いじめの定義

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法）

い　じ　め　事　案　発　生

※「いじめ不登校対策会議」等の開催
学校での事実確認

教育委員会への電話連絡

・いじめ事案の一報後、速やか（概ね３日以内）に「いじめ事案報告書【発生時報告】」（上半分）を教育委員会へ提出
・いじめ（又はその疑いを含む）を理由に欠席した場合は、速やかに教育委員会に報告を行うこと。

※いじめ又はその疑いがあるとの情報を受けた日（原則 24 H 以内に）開催すること。

学校での事実関係に基づく対応・指導

解消（継続支援中）

いじめ事案報告書等の作成・提出

・対応及び指導後、解消（一定の解消が図られた）後、速やかに「いじめ事案報告書（【発生時報告】及び【対応報告】）」を教育委員会へ提出
・「いじめ事案報告一覧表」に記入し、学校で管理（「いじめ事案報告一覧表」は、旧学期末ごとに教育委員会へ提出）

解消に向け取組中

・解消することが難しいと想定される事案については、随時、教育委員会へ報告してください。

いじめ防止等に関する年間計画

	児童会 生徒会	学級活動	道徳教育	総合学習 など	アンケート 教育相談	研修	いじめ防止等
４月			泣いた赤鬼 （5年）				いじめ不登校対策委員会
５月		絆づくり 居場所づくり 集団づくり （年間）			個人懇談		いじめ不登校対策委員会
６月		いじめ防止 授業 （全学年）	はしのうえの おおかみ （1年） いいち、にいっ、 いいち、にいっ （3年） みんなの 学校なのに （3年） となりのせき （4年）	非行防止教室 （6年）	児童個別チェックシート （随時） 生活アンケート①		いじめ不登校対策委員会
７月		いじめの未然防止 暴力のない学級づくり	おれたものさし(2年)	非行防止教室 （5年）	個人懇談	いじめ防止基本方針 （校内研）	いじめ不登校対策委員会 ※アンケート分析
８月							夏休み明け児童への取組 不登校児童への対応
９月	奥坂小祭り						いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析
10 月	あいさつ運動		こころはっぱダメ （1年）	生き方に学ぶ 情報モラル教育（4、5、6年）			いじめ不登校対策委員会
11 月					生活アンケート②		いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析
12 月			ええところ （1年）		個人懇談		いじめ不登校対策委員会
１月	廊下を歩こう キャンペーン			国際理解	生活アンケート③		いじめ不登校対策委員会
２月	魅力ボックス					テーマ「気になる児童の把握」（校内研）	いじめ不登校対策委員会 ※アンケートの分析

３月							いじめ不登校対策委員会 年度末総括

＜高槻市の相談窓口＞

○　『はにたんの子どもいじめ１１０番』

ＱＲコードを読み取っていただくと、『はにたんの子どもいじめ１１０番』のページにつながります。

○　高槻市教育センター

『電話教育相談』　０７２－６７３－０７８３

＊１２：３０～１６:３０　　月～金曜日（祝日を除く）

『面接相談』　　０７２－６７５－０３９８

＊予約の受付　１０：００～１７：００　月～金曜日（祝日を除く）

＜大阪府の相談窓口＞

○　『すこやか教育相談２４』

０１２０－０－７８３１０（※平成２８年４月１日より番号が変更されています。）

＊２４時間対応の電話相談窓口です。

＊ＩＰ電話からはかかりません。

○　大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン（子どもからの相談）

０６－６６０７－７３６１　　Ｅメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン（保護者からの相談）

０６－６６０７－７３６２　　Ｅメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン（教職員からの相談）

０６－６６０７－７３６３　　Ｅメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

＊電話相談　月曜日～金曜日　９：３０～１７：３０（祝日・年末年始は休み）

＊Ｅメール相談　２４時間受付（回答は後日になります）

＊ＦＡＸ相談　　ＦＡＸ番号（０６－６６０７－９８２６）

○　被害者救済システム『子ども家庭相談室』

０１２０－９２８－７０４（無料電話　18 歳未満のみの対応）

０６－４３９４－８７５４（保護者等）

＊大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

＊１０：００～２０：００　　月・火・木曜日（祝日・休日は除く）